

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

訓 令

○北海道公印規程の一部を改正する訓令……………	(法制文書課)	1
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………	(法制文書課)	1

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公印規程の一部を改正する訓令

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「当該第4欄」を「当該第4欄に」に改める。

第11条第3項中「又は公印取扱主任」を「若しくは公印取扱主任又はその命を受けた職員」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要があると認めるときは、公印管理責任者若しくは公印取扱主任又はその命を受けた職員以外の職員に公印の押印を補助させることができる。

第11条第4項中「公印管理責任者又は公印取扱主任は、登録公印について前項の規定により押印したときは、当該押印を請求した者をして」を「第1項の規定により登録公印の押印を請求した者は、当該押印を受けたときは、」に、「記録させなければ」を「記録しなければ」に改める。

第12条中「公印管理責任者又は公印取扱主任の」を「前条第3項の規定に準じてその」に改める。

第15条第2項を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「文書主管課」を「職員事務課及び課を置く出先機関の文書主管課」に改め、同項第2号ア中「すべて」を「全て」に改める。

別表の付表中

「	大学法人運営支援室 行政改革局（行政改革課及び法人団体課を除く。） 行政改革局行政改革課 行政改革局法人団体課	「	大 法 行 調 行 革 法 人	」	を
---	--	---	--------------------------	---	---

「	行政改革局行政改革課	「	行 革	」	に、
---	------------	---	-----	---	----

「	人事局職員厚生課 人事局学事課	「	厚 生 学 事	」	を
---	--------------------	---	------------	---	---

「	人事局職員厚生課	「	厚 生	」	に、
---	----------	---	-----	---	----

「	財政局税務課	「	税 務	」	を
---	--------	---	-----	---	---

「	財政局税務課 法人局学事課 法人局法人団体課 法人局大学法人室	「	税 務 学 事 法 人 大 法	」	に、
---	--	---	--------------------------	---	----

「	政策審議局 計画推進局	「	政 審 計 画	」	を
---	----------------	---	------------	---	---

「	政策局（社会資本課、土地水対策課及び経済調査課を除く。）	「	政 策	」	
---	------------------------------	---	-----	---	--

政策局社会資本課 政策局土地水対策課 政策局経済調査課	社 資 本 地 水 経 調 に、「科学」	
I T 振興局総合研究機構運営支援室」を「科学 I T 振興局研究法人室」に、「総 研 支」を「研 法」に、「新幹線対策室を」を「新幹線推進室を」に、「新幹線・交通企画局新幹線対策室」を「新幹線・交通企画局新幹線推進室」に、「くらし安全局くらし安全推進課」を「くらし安全局道民生活課」に、「安 推」を「道 生」に、「くらし安全局道民活動文化振興課」を「くらし安全局文化・スポーツ課」に、「道 文」を「文 ス ポ」に、		
「健康安全局	健 全 を	
「健康安全局地域保健課 健康安全局国保医療課 健康安全局食品衛生課	地 保 国 医 食 衛 に、「緊急」	
産業対策室」を「食関連産業室」に、「緊 対」を「食 産」に、		
「産業振興局産業振興課 産業振興局食関連産業室	産 振 食 産 を	
「産業振興局産業振興課	産 振 に改める。	
附 則 この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。		